

[事案 23-37] 特約非更新手続無効確認請求

平成 23 年 8 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

特約非更新手続は母親が契約者に無断で行ったもので無効であるとして、配偶者の死亡保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 5 月に定期保険特約付終身保険に加入し、同 5 年に定期保険特約（妻型）を中途付加した。妻（被保険者）が平成 22 年に死亡したので、死亡保険金を請求したところ、保険会社より、平成 16 年の更新時に定期保険特約（妻型）が更新されていなかったため、支払われないとの通知を受けた。

しかし、同 16 年に特約更新時期が到来した際、母が契約者である私に無断で、特約の非更新手続を行ったものであり、下記の理由により無効であるから、妻の死亡保険金を支払って欲しい。

- (1) 母が、「特約非更新申出書」を私に無断で、母の印を押印のうえ提出したのであるから、特約非更新は契約者の意思ではない。
- (2) 母は更新時 70 代で、相手方会社の担当者から説明がなかったため、内容を勘違いして「特約非更新申出書」を提出した。
- (3) 特約更新前に、本件特約の被保険者である妻のがん治療による入院・手術給付金を請求しており、相手方会社は特約非更新の申し出について契約者の意思を改めて確認する義務があったが、これを怠った。

<保険会社の主張>

下記理由により、本件特約の非更新は有効であり、平成 16 年に消滅しており、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 「特約非更新申出書」には、申込書等と同じ当社への登録印が押印されており、「特約非更新申出書」による非更新申出は申立人本人が行ったものと考えられる。仮に、母親が行ったとしても、申立人が『登録印』と『特約非更新申出書』を母親に預けて手続きさせたこと」「特約更新への対応を申し出た営業担当者に対して、『母親に任せた』旨回答をしたこと」から、申立人は特約更新につき母親に手続を委任していたものと考えられる。
- (2) 「特約非更新申出書」および「特約更新のご案内」には、「特約非更新申出書」を提出した場合には更新対象の特約がすべて非更新となること等が明記されており、生命保険に関する特別の知識がなくとも容易に理解可能である。
- (3) 当社では、特約非更新の内容について記載した「特約満了のお知らせ」を申立人に送付、また、契約内容を記載した案内を毎年申立人宛に送付しており、申立人はこれらを見れば、特約が非更新となっていることを確認できた。

<裁定の概要>

申立人の主張の法律的な根拠は必ずしも明らかではないが、裁定審査会では、本件特約非更新手続きは、代理権を有しない申立人の母親により申立人に無断で行われたものであり、申立人の意思に基づくものではないとして、無権代理による特約非更新手続きの無効を主張するもの（民法113条）と判断し、申立書、答弁書等の書面に基づいて審理した。

審理の結果、下記理由により、申立内容を認めることができないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条により、裁定書によりその理由を明らかにし、裁定手続を終了した。

1. 本件特約非更新手続きの有効性について

下記のとおり、本件非更新手続きは有効になされたものと認めざるを得ない。

- (1) 当事者より提出された証拠である、特約非更新申出書および契約申込書に押印されている印影を比較対照すれば、外見上、特約非更新申出書に押印された印鑑は、申込書に押印された印影（いわゆる登録印）と同一の印影であることが強く推認される。
- (2) 相手方会社が契約者に送付した通知に対し、申込書の登録印と同じ印章が押印された特約非更新申出書が提出されている以上、特段の理由がない限り、特約非更新の申出が契約者の意思に基づくものであることが強く推認されることから、相手方会社としては、それ以上に更新意思の有無を確認する義務はなく、またその必要性もないといえる。
- (3) 申立人は、特段の理由として、特約非更新申出書の署名が、申立人の意思に反して、申立人の母親によってなされたと主張しているが、この点につき立証がなされているとはいえない。仮に、申立人の主張どおり、特約非更新申出書の署名が、申立人の母親によってなされたものであるとしても、申込書の登録印と同じ印章が押印された特約非更新申出書が、相手方会社に提出されていることから、申立人から母親に対し本件特約非更新手続きについて授權があったと信ずべき正当な理由があることから、いわゆる署名代理として意思表示は有効と認められる（民法109条、110条）。

2. 説明義務違反等について

両当事者から提出された証拠によれば、相手方会社は申立人に対し、本件非更新手続きについて手続前後の通知などを含め必要な案内を行っており、申立人自身が募集人の説明を断った経緯があることも考慮すれば、本件非更新手続きに関する説明義務違反があったと認めることはできない。